

議案第11号

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年3月3日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町健康文化センター4階のふれあい4を利用者に一般開放することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を
改正する条例

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成10年大口町
条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表研修センターの部ふれあい3の項の次に次のように加える。

ふれあい4	200円
-------	------

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表(第7条及び第11条関係) 健康文化センターの利用施設、附属設備 及び利用料金 1 研修センター及び保健センター (1) 施設利用料			別表(第7条及び第11条関係) 健康文化センターの利用施設、附属設備 及び利用料金 1 研修センター及び保健センター (1) 施設利用料		
区分		1時間当たり 利用料	区分		1時間当たり 利用料
研修セン ター	ほほえみ ホール	1,000円	研修セン ター	ほほえみ ホール	1,000円
	ふれあい1	600円		ふれあい1	600円
	ふれあい2	300円		ふれあい2	300円
	ふれあい3	200円		ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円		和室1	300円
	和室1	300円		和室2	200円
	和室2	200円		和室3	200円
	和室3	200円			
保健セン ター	多目的室	800円	保健セン ター	多目的室	800円
	会議室	200円		会議室	200円
備考 1～3 略 (2) 設備利用料 略 2 トレーニングセンター 略			備考 1～3 略 (2) 設備利用料 略 2 トレーニングセンター 略		